

その商品名・店名は大丈夫？

商標・特許等の相談は久留米知財センターへ

久留米知的財産支援センターでは、事業者の皆さんやこれから創業する皆さんが抱える「知的財産」に関する困りごとを解決する手助けをしています。他社から権利侵害の警告がきたらどうする？特許の出願の手続きは？そもそも知的財産ってなに？などの疑問に相談員や専門家が答えます。

相談したい内容に応じて、窓口相談担当者・特許流通コーディネーター及び知財専門家等による相談が無料で受けられます。すべて事前予約制のため、まずは問い合わせてください。



(株)久留米ビジネスプラザ

知的財産経営に関する相談窓口を紹介

- 活用支援・インターネット出願についての相談**
取得した特許・実用新案、意匠、商標などの知的財産権の活用や、インターネット出願手続きなど特許等の出願支援を行います。
●毎週水曜日、金曜日の午前10時から午後4時まで
(ただし、毎月第2、第4水曜日は午前中のみ)
- 知財専門家による無料個別相談会**
特許の取得・活用に関して課題を抱えている中小企業者を対象に、知財専門家による個別相談により支援を行います。
●毎月第2、第4水曜日の午後1時から午後4時まで
※希望日の2日前(午後4時)までに予約してください
- 開放特許の流通支援についての相談**
企業、大学、研究機関等が持つ特許・実用新案と中小企業のニーズとのマッチングを支援します。知的財産を経営に役立てることに関心のある中小・ベンチャー企業の方などを対象に、知的財産に関するセミナーも開催します。
●随時受付

◇セミナーなどの最新情報は
(株)久留米ビジネスプラザのホームページを
チェックしてください。

問 久留米知的財産支援センター
(株)ビジネスプラザ内

☎ 0942-31-3104

📠 0942-31-3107



お知らせ

久留米市障害を理由とする差別をなくす条例が成立

事業者にも合理的配慮の提供を義務化

改正障害者差別解消法により、令和6年4月1日から、事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。同日に施行される市条例は、法の主旨を明確にするため、障害のある人と市または事業者が話し合い、共に対応策を検討して対応するよう規定しています。

事業者の皆さんに、特に関係のある条文を紹介します。条例の主旨を理解して、対応してください。



第8条	市及び事業者は、不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。	第9条	市及び事業者は、その事務若しくは事業を行い、又は障害者を雇用するに当たっては、合理的配慮をしなければならない。 市及び事業者は、合理的配慮の提供に当たっては、障害者及び市又は事業者の双方の建設的対話を通して対応するよう努めるものとする。
解説	市と事業者が事業を行う時(接客や利用申込など)に、障害を理由として障害のない人と異なる対応(断る、順番を後回しにする、介助者を条件にする、など)を禁止するものです。条例では福祉・医療・教育・商業・不動産など10の分野を例に挙げて規定しています。	解説	事業を行うにあたっての合理的配慮は、これまでは事業者の努力義務でしたが、義務化されます。スロープをつけるなど費用が必要なものに限らず、入店を手伝う、高いところのものをとる、筆談で応じるなどで対応することや、対話を通じた対応を求める内容です。

問 障害者福祉課 ☎ 0942-30-9035 📠 0942-30-9752 ✉ fukushi@city.kurume.lg.jp